

「2014年 新合格講座 演習 厚生年金保険法」から  
第46回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Dの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14309 p.1]

<新合格演習 年金法 第5回 問1-E>

2 障害手当金の額は、障害厚生年金の額の計算の例により計算した額の  に相当する額とする。ただし、その額が国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合の障害厚生年金の最低保障額に  に満たないときは、当該額とする。

(解答 → ⑱2 を乗じて得た額)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題  
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄D】

2 障害手当金の額は、厚生年金保険法第50条第1項の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額とする。ただし、その額が障害等級3級の障害厚生年金の最低保障額に  を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。

(解答  → ⑳2)

的中!